

Z-63-D〔第二問〕解 答

解答の8ページ【完全支配関係にある場合】と16ページ（解答への道）の一部について、以下ものに差し替えて下さい。

問1 乙社の甲社株式の譲渡及び甲社の増資等に関する事項

- (1) 甲社株式の乙社から甲社への譲渡に係る取引について、甲社と乙社が「完全支配関係にない場合」と「完全支配関係にある場合」のそれぞれについて、乙社における税務上の処理を示しなさい。

）

【完全支配関係にある場合】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
現 金 預 金	25,507,600	み な し 配 当	22,000,000
法人税、住民税及び事業税	4,492,400	甲 社 株 式	41,000,000
資 本 金 等 の 額	33,000,000 ¹		

▶解答への道◀

〔第二問〕

1. 乙社の甲社株式の譲渡及び甲社の増資等

- (1) みなし配当は、売買価額をもとに交付金銭等を計算し、完全支配関係にない場合には有価証券の譲渡は低額譲渡となり、評価額と売買価額との差額は寄附金とされ、有価証券の譲渡益が計上される。
- (2) 完全支配関係にある場合にはみなし配当と甲社株式の簿価の合計額から交付金銭等の額を減算した金額が資本金等の額の減少額となる。